

令和6年度 第1回 徳島県森林審議会

議題2 報告事項

- ①新たな「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の策定について(森林・林業施策関係)
- ②開発行為の規制について
- ③徳島県県産材利用促進条例における取組状況について

生産者の多くは後継者がいない (養鶏団体)	本県農林水産業に関する御意見 (聞き取り・アンケート調査結果から)			高く売るには、ブランディングが重要 (流通事業者)
外国人を積極的に雇用したい (しいたけ生産者)	将来、就農したい、けど土地も施設もない (農業大学校2年生)	ドローンを使いたいが、地域にオペレーターがいない (ゆず生産者)	収益性を高めるには、ほ場整備が必須 (水稲生産者)	物量をまとめる仕組みが欲しい (施設野菜生産者)

計画策定の基本的な方針

◎持続可能な農林水産業の実現のためには「**自給力の向上対策**」が最重要
→「4つの力」を伸ばすことで、徳島の農林水産業を活性化、次代の生産者モデルを創出

はたらく力	つくる力	売る力
<p>■「担い手」の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶新規就農者へ「儲かるビジネスモデル」を提案 →遊休施設等を活用した低コスト経営モデルの構築 ▶就農のための「移住交流プロジェクト」の展開 →「県南きゅうりタウン構想」のノウハウを横展開し、民間事業者と連携した「にし阿波・いちごタウン構想」を実施 ▶「農・林・水」の新規就業研修やリカレント教育の実施 →先進的な装置や技術力の高い現場での技術研修の実施 <p>■農林水産業への多様な「働き手」の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶「スキマ時間」農業バイトアプリの活用 →藍住・板野地区のニンジン、葉物野菜農家が試行的に利用 ▶外国人人材の活用及び農福連携の推進 →「特定技能2号」取得者の育成・定着支援モデル構築  <p>外国人材の育成に先進的な取組</p>  <p>県農林水産チャレンジセンターで行われる各種研修(県内各地)</p>	<p>■DX等による増産と高収益化</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶団地化や集出荷施設等の整備による産地の大規模化 →高度環境制御型生産施設や物流のコールドチェーンに対応した集出荷施設等の整備支援 ▶加工との一体や輸出産地の形成による高収益化 →産地での一次、二次加工の円滑化やかんしょなどの輸出産地拡大支援(先行事例：にし阿波・山のチキンファーム構想) ▶スマート機器の導入及びスマート技術対応型基盤整備の実施による作業の省力・効率化 →スマート農業に対応するため、ほ場一筆あたり面積を拡大したうえで水管理などを自動化、また、スマート機器導入に加え、活田技術の習得をサポート ▶森林クラウドの構築による施業の効率化 →山林の状況を一目で見える化し、効率的な林業経営を支援 <p>■新技術の実装の加速化</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶とくしま農林水産イノベーションHUBの創設 →大学、企業等との連携により、現場発の技術革新を創出  <p>自動灌水システム</p>  <p>高性能林業機械</p>  <p>カボの自動挿苗機</p>  <p>ドローンでの農業散布</p>	<p>■戦略的プロモーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶新たな地域商社との連携 →民間のノウハウや人脈をフルに活用した商品開発や販路開拓 ▶陸上養殖による新ブランドの展開 →サツキマス、有機藻類などの生産を足がかりに他の種に関する陸上養殖の可能性を検討 <p>■農林水産物の輸出の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶地域商社の専門人材の活用 →アジア、EU、ハラル市場など新たな販路開拓 <p>■農山漁村と都市部の交流人口の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶地域資源を活用した農山漁村の活性化 →食文化や観光と一体的なプロモーションの展開  <p>パリでのプロモーションの展開の様子</p>  <p>JAPAN EXPO 2024 タイでのブース出展</p>  <p>農林漁家民泊体験プロモーションの様子</p>

農山漁村の防災力

■**生産基盤の強靱化**

- ▶迅速な復旧復興に向けた**地籍調査事業の促進**
- ▶農業用ため池や漁港施設の**耐震化**
- ▶治山施設や森林整備による**山地防災力の強化**

生産と生活の安全・安心を確保



堤体の強化(ため池)



漁港の耐震化



流木対策(治山ダム)

現状の課題

- 各主体（県、市町村、林業事業者）が森林情報を保有・管理
→十分な情報共有がされておらず、個別確認が必要
- 各種届出書類や図面情報は紙媒体で管理
→データ化ができていない

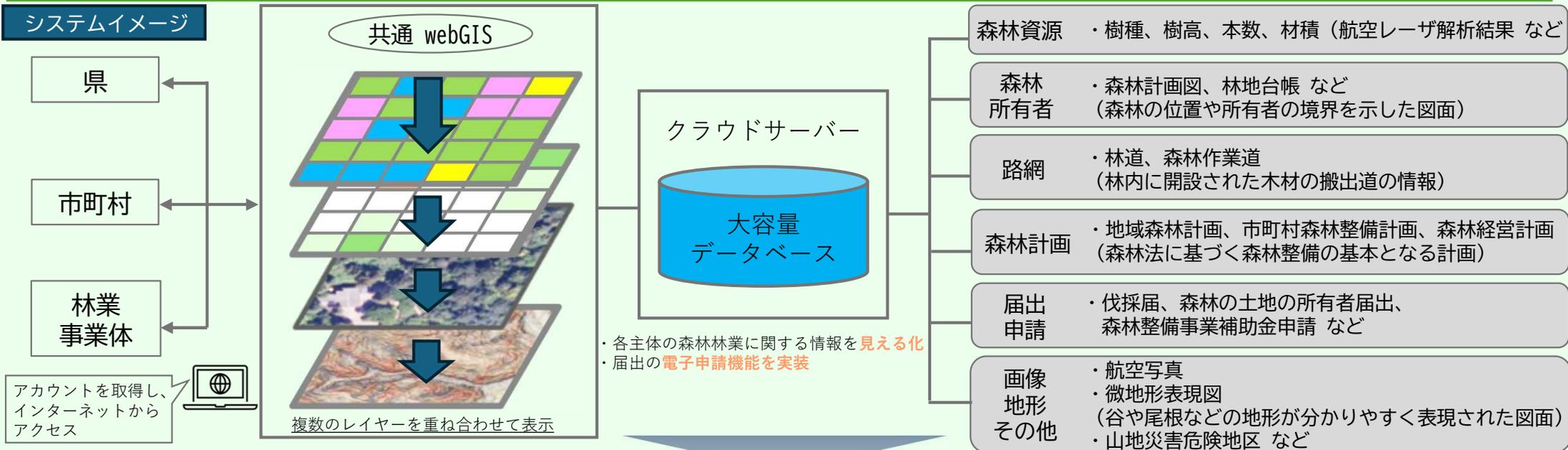
森林クラウドシステム

- ◎ インターネット（クラウド）上で、一元的に森林情報を管理・共有
- ◎ レイヤー（位置情報付きデータを格納したシート）を複数重ねて表示し、必要な情報を検索・分析できるGISの特徴を活かした仕組み

目指す姿

- 各主体が保有する森林情報を一つの場集約し、いつでも自由に利用できる
- デジタル化を進め、無駄を省き、情報の利活用による業務の効率化を実現

システムイメージ



林業事業者の効率化

▶事業地確保の効率化

- 現状 ・ 現地調査や長年の経験に基づき事業地を探索
- 今後 → 航空レーザ測量による詳細な資源情報（樹種、樹高、材積）が見える化することで、現地調査の省略や経験の浅い職員による効率的な事業地の探索が実現

▶事業計画立案の効率化

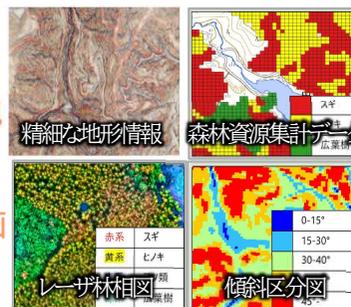
- 現状 ・ 路網計画作成に必要な地形の把握や森林経営計画策定に多くの労力
- 今後 → 航空レーザ測量による精細な地形情報等から、より安全な路網計画や事業計画の立案、GISと連携した森林経営計画の作成が実現

▶法令に遵守した森林整備の推進

- 現状 ・ 県庁各課や市町村が指定する伐採の制限区域（伐採量や伐採可能樹齢制限、植栽義務など）の確認が煩雑
- 今後 → 山地災害危険地区や市町村森林整備計画のゾーニングがいつでも確認可能となり、適切な森林整備を推進

▶デジタル化の支援

- 現状 ・ GISを活用出来る人材の不足がデジタル化の支障
- 今後 → 共通システムの導入により、行政からの支援体制構築



行政の効率化

▶各種届出の電子申請開始

- 現状 ・ 届出書が紙媒体で提出され情報の適正管理困難
- 今後 → デジタルデータの蓄積及び利活用推進、申請者の利便性向上及び行政の効率化実現
例) 森林整備事業補助金申請 → 事業履歴 自動作成

▶県、市町村が有する情報のオープン化

- 現状 ・ 情報のありがたが不明確な上、利用に申請必要
- 今後 → 申請・許可手続き不要で森林情報を提供し、情報の有効活用を推進
例) 森林計画図、航空レーザ測量解析結果 オープン化

▶事業履歴や行政資料の見える化

- 現状 ・ 縮尺の異なる紙図面で保管され伐採履歴の把握が困難
- 今後 → GIS上で伐採や植栽の履歴、法規制を確認でき適切な指導が実現

林地開発許可制度

森林の土地の開発を「許可制」として、
森林が有する役割を維持しながら、秩序ある土地利用を確保する制度（森林法第10条の2）

地域森林計画の対象となっている私有林において
1haを超える規模で開発行為をしようとする者
(ただし、太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha)

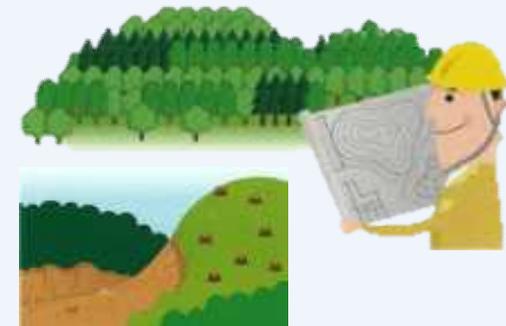
- ・ 国、地方公共団体が行う場合などは許可不要（別途手続が必要）
- ・ 「保安林」は対象外

許可申請

知事

「許可基準」：開発によって森林が有する4つの機能を阻害しないこと

- **災害の防止** 周辺に土砂の流出や崩壊、災害を発生させるおそれがないこと
- **水害の防止** 下流域に水害を発生させるおそれがないこと
- **水の確保** 水の確保に支障を来すおそれがないこと
- **環境の保全** 周辺の環境や景観を悪化させるおそれがないこと



「許可基準」を満たす場合

許可

しなければならない

許可後も状況をチェックし
森林の土地の適切な利用を確保

無許可開発など違反
(森林法第206条)

- **懲役** (3年以下)
- **罰金** (300万円以下)

【林地開発許可状況】

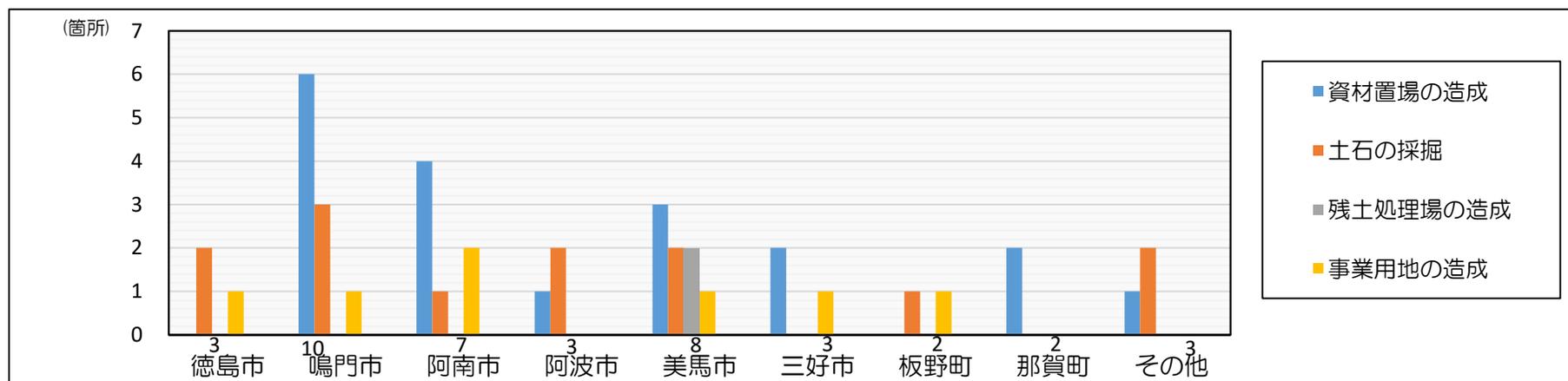
報告事項2-2 森林土木・保全課

1 開発行為の目的別

【単位】箇所：件、面積：ha

開発行為の目的	計		継 続		新 規 (R5.12月以降)		摘 要	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
資材置場の造成	19	86	19	86				
土石の採掘	13	217	13	217				
残土処理場の造成	2	17	2	17				
事業用地の造成	7	36	7	36				
内 訳	廃棄物処理関連施設	(3)	(25)	(3)	(25)			廃棄物処分場 3箇所
	再生可能工ネ関連施設	(2)	(8)	(2)	(8)			太陽光発電施設 2箇所
	その他	(2)	(3)	(2)	(3)			工場・事業用施設 2箇所
計	41	356	41	356	0	0		

2 行為所在市町村別



(「その他」は、吉野川市、神山町、美波町で各1箇所)

3 許可の状況（令和5年12月1日から令和6年10月30日まで）

報告事項2-3 森林土木・保全課

(1) 変更許可

開発箇所	申請者（所在）	開発行為の目的	開発面積 (ha)	変更許可 年月日	許可期間		摘 要
					始期	終期	
鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛	土佐泊コミュニティ社（株）（鳴門市）	事業用地の造成	6.02	R 6 . 3 . 18	S 5 5 . 9 . 19	R 1 1 . 3 . 18	期間延長
板野町大伏字福若谷	東條商事（株）（徳島市）	事業用地の造成	2.88	R 6 . 6 . 25	H 9 . 6 . 4	R 1 3 . 6 . 30	期間延長
阿波市土成町宮川内字落久保	阿波商事（有）（吉野川市）	土石の採掘	16.29	R 6 . 3 . 1	S 5 6 . 7 . 24	R 9 . 4 . 17	期間延長
三好市池田町佐野字西沼谷	（株）らく〜だ（三好市）	資材置場の造成	1.80	R 6 . 5 . 8	H 1 1 . 1 0 . 6	R 9 . 5 . 24	期間延長
美馬市木屋平字八幡	グリーンレミコン（株）（美馬市）	残土処理場	4.33	R 6 . 6 . 7	H 1 8 . 6 . 9	R 9 . 6 . 8	期間延長
鳴門市大麻町板東字中谷	（有）漆原産業（鳴門市）	資材置場の造成	4.42	R 6 . 6 . 26	H 2 7 . 7 . 1	R 9 . 6 . 29	期間延長
阿南市阿瀬比町大字前田	（株）藍徳道路（阿南市）	資材置場の造成	1.15	R 6 . 6 . 19	H 2 1 . 7 . 28	R 7 . 3 . 31	期間延長
阿南市宝田町井関	（株）鈴江組（徳島市）	資材置場の造成	1.93	R 6 . 8 . 19	H 1 0 . 9 . 9	R 9 . 9 . 8	期間延長
鳴門市北灘町折野字大川筋	（有）漆原産業（鳴門市）	資材置場の造成	3.12	R 6 . 7 . 10	H 6 . 1 . 28	R 9 . 7 . 16	期間延長
美馬市美馬町字下後谷	（株）GLOBAL（美馬市）	事業用地の造成	1.21	R 6 . 3 . 13	R 4 . 3 . 28	R 9 . 5 . 10	期間延長
阿南市橘町袴傍示	南海ホーム（有）（小松島市）	事業用地の造成	1.86	R 6 . 4 . 4	R 4 . 9 . 13	R 7 . 4 . 30	期間延長
徳島市飯谷町大ノ上	勝浦採石（有）（徳島市）	土石の採掘	16.03	R 6 . 1 . 23	S 5 7 . 1 2 . 24	R 1 1 . 1 . 24	面積の増、期間延長
三好市山城町下川字露口	（株）明和クリーン（三好市）	資材置場の造成、事業用地の造成	2.33	R 6 . 4 . 22	R 2 . 6 . 3	R 1 0 . 5 . 31	目的の変更
三好市山城町寺野字アゲクラ	（株）明和クリーン（三好市）	事業用地の造成	9.82	R 6 . 8 . 23	H 1 0 . 6 . 24	R 9 . 9 . 30	面積の増

「徳島県県産材利用促進条例」の実施状況

①加工流通対策（川中）

利用体制の整備

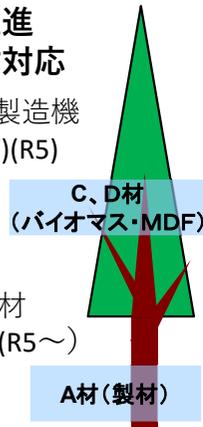
- 県産材のまるごと利用の推進 + 大径材対応



県産材チップ製造機械導入(那賀町)(R5)



国産2×4部材製造施設整備(R5～)



- 県産材回帰に向けた取り組み



木材乾燥機の導入支援 (R3～) 9基導入

人材の確保・育成

- 新たな担い手・技術習得



那賀高校、科技高による木材産業見学ツアー (R4～)



木材産業人材育成研修 (R5～)

②木材利用の推進（川下）

県内

- 建築物への木材利用



建築物木材利用促進協定



銀行施設の木質化

- 内装木質化・プロダクト支援



鳴門市役所



木のおもちゃ開発

- 木造に秀でた人材の育成



木造建築学校



設計士への木造建築研修

県外

- 展示会・商談会への出展

- 台湾における販路拡大



モクコレ (R5.8)



阿波ギャラリー(台湾) R6.3

海外

③木育の推進（川下）

県民会議を通じた活動

- とくしま木づかい県民会議H28～123団体



木づかいフェア (R5.10)



総会(講演会R5.8)



木づかいアワード



SNS等での情報発信

木育拠点を通じた活動



11期250人養成

- 木育ハンドブック製作
- 木育サミット
- 移動おもちゃ美術館(9月：牟岐町)
- おもちゃ学芸員養成講座(7月、2月)



イメージ図



イメージ図



イメージ図